

## 安心カードの内容確認

安心キットに保管する安心カードは、いつも最新の状態にしておいてください。古い情報のままだと、適切な対応ができない場合がありますので、ご本人またはご家族の方が安心カードの内容を確認するよう努めましょう。

情報の更新し忘れを防ぐため、お住まいの地域の方（民生委員・町内会長・福祉協力員など）がお声かけする場合があります。

医療情報は  
最新に！

## 見守りネットワーク事業との連携

安心キットをご利用になる場合、お住まいの地域の方が、ご利用されるみなさまのご自宅に訪問する機会があります。安心キットを配布するとき、定期的に安心カードの更新をお知らせするときなど、こういった訪問を地域の見守りネットワーク事業と連携して行っています。

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して、地域の方が声かけや訪問活動を行う場合もありますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

## ご利用にあたってのお願い

次の場合は、お住まいの地区社会福祉協議会へご連絡をお願いします。

- (1) 破損・紛失などにより、安心キットの再配布を希望する場合。
- (2) 安心キットが必要でなくなった場合。
- (3) 転居する場合。

## お問い合わせ先・連絡先

この安心キット事業は、次の団体の協働体制で取り組んでいます。

(運営主体) 社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会 〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8-2 TEL 018-862-7445  
(運営協力) 秋田市民生児童委員協議会

平成30年3月

秋田市社会福祉協議会

きゅうきゅう い りょうじょうほう

# 救急医療情報キット (安心キット)

あんしん

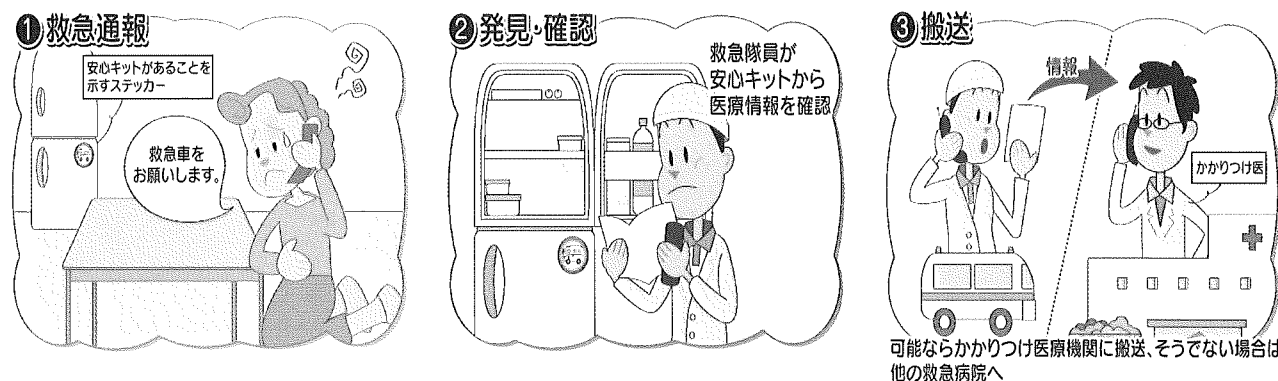
この事業は、みなさまからご協力いただいている社協会費（一世帯360円）と秋田市からの補助金で行われています。



安心キットは設置を希望するみなさまに無料で配布しています！

## 救急医療情報キット (安心キット) とは？

あらかじめ「かかりつけ医」や「持病」などの医療情報を専用の容器に入れ、冷蔵庫に保管しておくことで、自宅で具合が悪くなり救急車を呼ぶなど「もしも…」のときに、その情報を救急医療に活かします。（「キット：道具一式」という意味。）



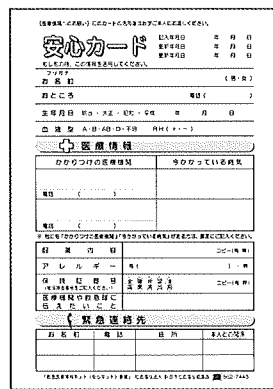
可能ならかかりつけ医療機関に搬送、そうでない場合は他の救急病院へ

## 安心キット (無料配布)

安心キットを希望するには、次のものを無料で配布します。配布数は1世帯につき1セットです。ただし、同一世帯にご利用される方が複数いる場合、安心カードだけは必要数分を配布します。



保管容器 1本



安心カード(表面)  
1枚



ステッカー(マグネット式)1枚  
(冷蔵庫用)



ステッカー(シール式)1枚  
(玄関用)

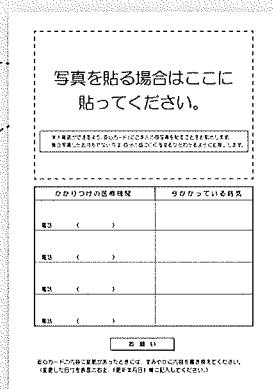
## 保管容器に入れるもの

安心カードに必要事項を記入し、保管容器に入れます。ご利用される方が複数いる場合でも、1本の保管容器で保管します。安心カードは、ご本人またはご家族の方が記入してください。(記入の仕方は、安心カードの左側をご覧ください。)



本人の写真

※同居者が他にいる場合、すばやく本人を確認できるように、写真を貼ることが望ましいです。



安心カード(裏面)



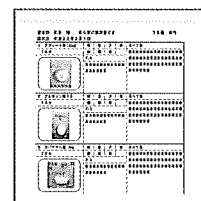
保管容器



そのほかにも、必要に応じて健康保険証のコピー、薬局でもらえる薬剤情報提供書のコピーなどを入れておくこともできます。



健康保険証



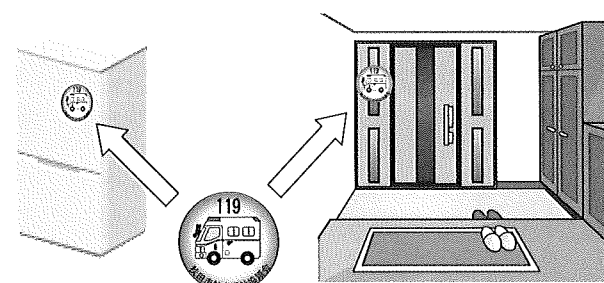
薬剤情報提供書

## 安心キットの保管



安心キットは、冷蔵庫の中のわかりやすい場所に入れてください。かけつけた救急隊員がすぐに安心キットを探し出す必要があります。その最適な場所が冷蔵庫です。ほとんどのお宅で冷蔵庫は台所にあるので、安心キットがどこにあるかすぐにわかります。

## ステッカーの貼付



マグネット式は冷蔵庫に

シール式は玄関ドアの内側に

マグネット式のステッカーは冷蔵庫の扉(外側)に、シール式のステッカーは、玄関ドア(内側)に貼ってください。

救急時に救急隊員がこのステッカーを確認して、安心キットを設置しているかを判断します。

## ご利用にあたっては、次のことをご了承ください

- (1) 玄関ドアの内側にステッカーが貼られている場合は、ご本人およびご家族等の同意を得ることなく、冷蔵庫を開けて安心キットを取り出すことがあります。
- (2) 安心キットは、救急隊員が救急活動に必要と判断した場合に活用いたします。そのため、安心キットを設置していることが分かっている場合でも、その救急活動によっては活用されない場合があります。
- (3) 救急活動において、搬送先の医療機関を決める場合、本人の状態によっては、安心カードに記載された「かかりつけの病院」に搬送されない場合があります。
- (4) 安心キットは他の人に譲渡したり、貸し付けたりはしないでください。

